

# ご自宅の耐震診断を無料で受けてみませんか？

～八幡平市木造住宅耐震診断士派遣事業のご案内～

- 八幡平市では、次の要件に該当する住宅を対象に、岩手県木造住宅耐震診断士を無料で派遣し、耐震診断を行っています。

**対象住宅** 八幡平市内に存する住宅で、以下の要件に全て該当するもの

- ①昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された戸建て住宅
- ②在来軸組工法による木造平屋建て又は木造 2 階建て
- ③過去に八幡平市木造住宅耐震診断士派遣事業に基づく耐震診断を受けていないこと

## ●八幡平市木造住宅耐震診断士派遣事業のながれ

### 1. 岩手県木造住宅耐震診断士の派遣をお申込みください。

下記の書類を八幡平市役所建設課に提出し、岩手県木造住宅耐震診断士（以下「耐震診断士」）の派遣をお申込みください。無料で耐震診断を受けることができます。

【提出書類】・八幡平市木造住宅耐震診断士派遣申込書 ※住宅の所有者名でお申込みください

・住宅の建築年を確認できる書類（固定資産税課税明細書の写し、登記事項証明書、資産証明書、建築確認通知書、請負契約書 等）

・住宅の図面 ※図面が無い場合もお申込みいただくことができます

### 2. 耐震診断士の派遣が決定されます。

お申込みいただいた内容等から、事業の対象となることを市が確認したうえで、「八幡平市木造住宅耐震診断士派遣決定通知書」により、耐震診断士の派遣決定を通知します。

### 3. 調査日の日程調整を行います。

耐震診断する住宅の現地調査日程を調整するため、市が派遣する耐震診断士から電話にてご連絡いたします。

### 4. 耐震診断士が住宅の現地調査を行います。

市が派遣する耐震診断士がご自宅に伺い、お申込みいただいた住宅の調査を行います。調査では、床下や天井裏の調査も行いますので、住宅内の整理をお願いいたします。

### 5. 耐震診断の結果が通知されます。

耐震診断士が作成した診断結果に基づき、市が「八幡平市木造住宅耐震診断士派遣事業耐震診断結果通知書」により、診断結果を通知します。

## ●点検商法・サービス商法にご注意ください。

市が派遣する耐震診断士は「岩手県木造住宅耐震診断士認定証」を携帯していますのでご確認ください。

## ●本事業は「一般診断法」により、建物の耐震性能の目安を判断するものです。

耐震改修に必要な「精密診断」とは異なりますので、ご注意ください。